

南摩ダム・湯西川ダム・八ツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 4 2005年 6月 8日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

次回・第3回訴訟期日は（いざれも宇都宮地方裁判所302法廷）

県知事に対する訴訟（南摩ダム・湯西川ダム・八ツ場ダム）

6月16日（木）10時～

宇都宮市長・宇都宮市水道管理者に対する訴訟（湯西川ダム）

7月 6日（水）10時～

裁判所は、JRうつのみや駅から関東バスで、または東武うつのみや駅から徒歩で約5分です。駐車場は建物の東側、西側にあります。302法廷は3階ですが、はじめに1階の廊下奥の傍聴人受付で番号札をもらってきてください。30人を超すと、抽選になります。たくさん的人がこの訴訟に関心を持ち、支援していることを示すためにも、傍聴席をいっぱいにしましょう。

前回・第2回の南摩・八ツ場・湯西川ダム訴訟（4月14日）の記録

10時に開廷し、原告弁護団からは、各ダム計画の基礎となる書類を被告側から提出して欲しい、と求めた。被告側は、個別に指摘されれば出す、公金支出の具体的な内容は出すつもり、と回答し、さらに原告に対し違法性についての法文上の根拠を明らかにするよう求めた。

弁護団説明会が11時から弁護士会館において、大木弁護士・須藤弁護士が参加して開かれた。

① 法廷でのやりとりについて

第1回口頭弁論では原告らの意見陳述でしたが、通常の民事裁判のやりとりは、今日のような感じで行なう。口頭で意見を述べる代わりに書面を出し合い、それを「陳述する。」として、書面内容を述べた扱いにする。読んでいたら時間ばかりかかってしまい、何件も処理できないのでこういう扱いとなっている。

② 双方の主張内容について

被告側の答弁書は簡単なものだった。

原告は「ダム使用権を返上すべき（要らないと言うべき）」と主張しているのに対し、被告は、「水資源機構法には規定がなく、ダム使用権という概念自体が存在しない」、「物権であることは認めるが、地方自治法で言う財産ではなく、物品、債権、基金のいずれにも該当しない」として争っている。

原告は、被告からの指摘を受けて、「ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認」から「ダム事業からの撤退を怠る事実の違法確認」と変更する予定でしたが、今回の第1準備書面で被告が先回りし、仮にそうだとしても、それは栃木県が行なう水資源行政上の行為（判断）であって、住民訴訟の対象である財務会計行為ではないと主張しているので、原告が変更を考えていることが、財務会計上のものであることを主張するために、思川開発事業の「配分数量と県の負担額が対価関係」にあるのではないか等について、県に回答を求めた。この点について県は5月20日までに回答をするというので、これを持って原告では、請求の趣旨の内容をどう変更するか決めることにしている。

③ その他の主張内容について

ハツ場ダムは特ダム法に基づくものなので「ダム使用権」があるが、栃木県の場合は、ハツ場ダムに関しては治水分のみの負担である。これに関しては200年確率の洪水で足利市の一部が浸水した場合の氾濫想定図があり、このため11億の負担になったようだ。

南摩ダムに関しては、「水余りの時代にムダなダムはいらない・・・」と主張している。

湯西川に関しては、治水は最終的に五十里ダムで調整することになっている。

今後は「ムダ」かどうか、「ムダな理由は何か」を争っていきたい。

あくまでも「ダムに対する公金支出が違法かどうか」を争う。「ダム阻止」ではない。

④ 証拠について

書証の原本は被告側にあるので、「被告から裁判所に出して欲しい」と要望している。情報量は圧倒的に被告側に多くある。通常は訴えた原告側から出すのがスジではあるが、たぶん被告側で出すと思う。

⑤ 今後の運動等について

ある程度裁判が進んだら、(情報が出そろったら) 報告会も。また、現地見学会もやってはどうか。

5月23日に弁護団会議がある予定なので、その後原告団会議を開く。

前回・第2回の湯西川ダム訴訟（4月20日）の記録

10時開廷（裁判長が変更になったため弁論更新、従前どおり）

原告弁護団は市水道事業管理者を訴訟の被告としたが、ダム使用権設定申請は市長が管理していることから、被告を宇都宮市長に変更するよう求められた。

原告側は、ほとんどの証拠は出所が被告側であり、数字が入ってくるもの（支出金額など）について原告は明確にはわからないので、被告側から出して欲しいと主張し、被告側は、ある程度特定して請求されたら出せる、と回答。

原告側から4月26日付けで裁判所あて「被告変更の申立書」を提出し、5月10日付けで変更は許可された。

原告弁護団の説明

行政訴訟では、行政機構が複雑であるため、訴訟の正確な相手を知ることは容易でないという社会事象が存在する。通常の場合には、誤った被告に対する訴えを取り下げ、正しい被告を相手に別訴訟を提起すればよいが、本件のように提起期間の制限がある場合には（住民監査請求が却下された後、30日以内に訴訟提起）、救済のため、特段の事情がない限り、被告の変更が許される。

・・・・・事務局からのお知らせ・・・・・

①傍聴予定の方は、裁判の2日前までに事務局の葛谷(TEL/FAX028-634-9070)までご連絡いただければ幸いです。裁判所から毎回、傍聴予定人数の問い合わせがありますので。

②この「ムダなダムをストップ！！」は、会員のほか、住民監査請求を出された方にもお送りしています。入会が未だの方は、裁判支援のためぜひ入会をお願いします。なお、今後の郵送は不要という方は、お手数でも事務局までご一報ください。

③同封の「FAXニュース」は、1都5県で連携して訴訟をおこなっている連絡会のニュースです。

・「ムダなダムをストップさせる栃木の会」の年会費は

3000円です。カンパもよろしく。

・ダム訴訟に関するホームページは

<http://www.thinkjapan.gr.jp/~omoigawa/>

思川開発事業を考える流域の会

<http://www.yamba.sakura.ne.jp/>

ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会

ムダなダムをストップさせる栃木の会

小山市城東 2-10-22

T E L 0285-23-8505

F A X 0285-22-5608

振替口座 00140-1-500609